

大和市告示第240号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年11月14日

大和市長 大 木 哲

大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市予防接種費用の助成に関する要綱（平成22年大和市告示第61号）の一部を次のように改正する。

第6条中「被接種者が予防接種を受けることを希望する者」を「第4条に規定する助成の対象者であつて、助成金の交付を受けようとするもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、医学的に必要と判断され出生後早期にB型肝炎ワクチンの接種を実施する場合は、この限りでない。

第6条に次の1項を加える。

2 次条及び第8条第1項の規定は、前項ただし書の場合においては、適用しない。

第8条中「し、当該予防接種に要する費用を支払う」を「する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 予防接種に要する費用は、申請者が当該予防接種を実施した医療機関に支払うものとする。

第9条第2号中「予診票」の次に「（第6条第1項ただし書の規定による予防接種の場合は、当該予防接種を実施した医療機関が発行したものとする。）」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱の規定は、平成28年10月1日から適用する。